

平成 23 年 1 月 1 日
監 査 委 員 決 定
(令和 8 年 5 月 7 日最終改正)

住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 7 項の証拠の提出及び陳述の
機会の付与に関し、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 証拠の提出

請求人は、監査委員が指示する期日まで、証拠を提出することができる。

第 3 陳述書の提出

監査委員は、請求人及び聴取が必要であると認める知事その他の執行機関等（以下「関係機関」
という。）に対し、監査委員が指示する期日までに、陳述書の提出を求めることができる。

第 4 請求人等及び関係機関の職員の陳述

- 1 陳述は、請求人及び請求人が指定した代理人（以下、両者をあわせて「請求人等」という。）が
行うことができる。
- 2 監査委員は、関係機関の職員に陳述を行わせることができる。
- 3 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。
- 4 請求人等及び関係機関の職員（以下「陳述者」という。）は、監査委員又は監査事務局職員の指
示に従って陳述を行わなければならない。

第 5 陳述者の人数

- 1 陳述者の人数は、請求人等については 2 名以内、関係機関の職員については、局及び庁ごとに
それぞれ 2 名以内とし、監査委員が指示する期日までに陳述者を決定し申し出るものとする。
- 2 請求人等又は関係機関から、監査委員が指示する期日までに、陳述者の人数の増員の申出があ
り、監査委員が認めるときは、監査委員が認める範囲内で、陳述者の人数を増やすことができる。

第 6 陳述時間

- 1 陳述時間は、請求人等については概ね 20 分以内、関係機関の職員については局及び庁ごとに
それぞれ概ね 20 分以内とする。
- 2 請求人等又は関係機関から、監査委員が指示する期日までに、陳述時間の延長の申出があり、
監査委員が認めるときは、監査委員が認める範囲内で、陳述時間を延長することができる。

第7 陳述日

請求人等及び関係機関の職員の陳述は、監査委員が必要と認める場合を除き、同一期日に行うものとする。

第8 陳述の中止

監査委員は、陳述者が監査委員又は監査事務局職員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

第9 陳述の立会い

- 1 監査委員は、請求人等が陳述を行うときは関係機関の職員に、関係機関の職員が陳述を行うときは請求人等に、陳述に立ち会う機会を与えるものとする。
- 2 陳述に立ち会う請求人等又は関係機関の職員（以下「立会人」という。）は、監査委員又は監査事務局職員の指示に従わなければならない。

第10 立会いの制限

監査委員は、第9の1の規定にかかわらず、次に掲げる事情を勘案し、陳述の円滑な運営の確保その他の必要があると認めるときは、立会人に対し、立会いを制限し、又は立会いを認めず、若しくは陳述会場からの退場を命じることができる。

- (1) 立会人が監査委員又は監査事務局職員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難である場合
- (2) 請求人等が立会いを望まない場合
- (3) 個人情報保護することが困難と認められる場合
- (4) その他監査実施上の支障が生じる等の事情がある場合

第11 陳述に対する意見表明の機会の付与

監査委員は、請求人等に対し、関係機関の職員が行った陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。

第12 陳述の公開

監査委員は、陳述を公開し傍聴を認めるものとする。ただし、次に掲げる事情を勘案し、陳述の円滑な運営の確保その他の必要があると認めるときは、傍聴を認めないことができる。

- (1) 第10の規定により、監査委員が立会いを認めないこととした場合
- (2) 請求人等が傍聴されることを望まない場合
- (3) 個人情報保護することが困難と認められる場合
- (4) その他監査実施上の支障が生じる等の事情がある場合

第13 撮影及び録音の制限

- 1 陳述会場内における撮影及び録音は、行うことができない。
- 2 1の規定にかかわらず、監査委員は、障害者への合理的配慮の提供その他法令等に基づき必要があると認める場合又は陳述の円滑な運営の確保に支障がないと認める場合は、撮影及び録音を許可することができる。

第14 その他

- 1 この要綱の実施に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。
- 2 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の定めによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定することができる。

附 則（平成23年23監総第676号）

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準（昭和58年10月6日監査委員決定）は廃止する。

附 則（平成29年29監総第399号）

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則（令和8年8監総第83号）

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。